

第9号議案

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

中間市長 福田 浩

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

中間市印鑑登録条例（昭和52年中間市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第10条第1項中「亡失し、又は改印した」を「亡失した」に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月25日から施行する。

中間市印鑑登録条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録の廃止届出)</p> <p>第10条 登録者は、当該印鑑の登録の廃止をする場合及び登録された印鑑を<u>亡失した</u>場合には、印鑑登録に関する申請（届出）書に登録証を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録の廃止届出)</p> <p>第10条 登録者は、当該印鑑の登録の廃止をする場合及び登録された印鑑を<u>亡失し、又は改印した</u>場合には、印鑑登録に関する申請（届出）書に登録証を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>